

2014年9月吉日

## インバウンド(訪日外国人)への対応強化 中合 免税対応サービス拡大のお知らせ

この度中合は、10月1日より新免税制度改定により拡大するインバウンド(訪日外国人)への対応強化策として、免税店舗、対応コーナーの追加増設や外国人向けサービスの拡大を実施いたします。今回の制度改定により、免税品目が今まで対象外であった食料品や化粧品を含めた消耗品まで拡大され、利用頻度もあがり、訪日外国人も上半期は26.4%増の626万人(政府観光局発表)と増加傾向であることから、地方でも外国人観光客の誘客が盛んになると見込み、利用促進と集客にめざし地域経済活性化につなげることを目指し実施することをお知らせいたします。

### 記

#### ■実施内容

- 1、実施店舗 新規:三春屋店、十字屋山形店 (既存:棒二森屋店、福島店)
- 2、期間 2014年 10月1日(水)～
- 3、免税対応コーナー 追加 :棒二森屋店:7ヶ所増 (10ヶ所)・福島店:1ヶ所増 (3ヵ所)  
新規 :三春屋店 :2ヶ所 ・十字屋山形店:1ヶ所
- 4、対応外国語 英語、韓国語、中国語(簡体語、繁体語) 4ヶ国語
- 5、サービス強化策
  - ①新規免税店の店頭ロゴ表示 : Japan Tax Free (全店)
  - ②免税対応コーナー表示 : わかりやすく 4ヶ国語
  - ③外国人専用フロアガイド作成 : 新規(福島店、三春屋店、十字屋山形店)
  - ④翻訳タブレットの導入 : 免税カウンター分設置(全店)
  - ⑤新免税制度告知物 …… 各店配布済
  - ⑥外国人専用店内放送 : 新規 全店対応
  - ⑦ホームページ外国語一部表記: 各店フロアガイドの表記
  - ⑧wifi環境の整備 : (棒二森屋店)
- 6、新免税制度変更点 ・2014年10月1日～

項目	従来	新規
免税対象商品	一般品 10,001円以上	追加で消耗品 5,001円～50万円以下 消耗品は専用の資材で梱包必要

- 7、お問合せ先 統括本部 阿部 TEL 024-521-5151